

死籜之覆仰不存知、則不可向其局、

〔遊學往來〕<sup>上</sup>抑住山之間、余吟然之遊戯爲宗、然者改年初月遊宴、<sup>○中</sup>手増之圍碁亂圍碁、

〔古今要覽稿 遊戯〕<sup>ご</sup>圍碁

圍碁は堯造之とも、又舜造之とも和名見えて、兩説一定しがたし、皇國へ傳來せしことは、いつの比といふこと詳ならず、今に碁琴不制限とあり、是ものに見えたるはじめにて、續紀聖武天皇天平十年紀に、大伴子蟲中臣東人と碁を圍みし事見えたり、吉備の大臣入唐して歸朝のみぎり傳へられし由、あまねくいへども、正しき書に見えたることなし、たゞこの大臣の入唐の繪詞に、大臣碁をまゝり給はずして、かの地にておぼえられたるよし見えなれども、此繪詞ははるかに後のものにて、證となしがたし、具原好古が和事始に、右の傳へは全く俗説にて、取るにたらずとのみいひて、傳來の考は何とも見えず、思ふに吉備の大臣の入唐は、元正天皇の靈龜二年にて、歸朝は聖武天皇の天平七年なれば、在唐二十年なり、吉備公秀才經史を研窮し、群藝を學び得て、碁雙六も此時より傳來せしならんとおもふも、うべなれど、これよりさき文武天皇の元年に、禁博戲遊手徒其居停、主亦與居同罪と續日見えたるなど、おもひわたすに、文武天皇の元年は、吉備公歸朝の年に先立つ事三十九年なり、此時既に雙六檮蒲の類ははやく渡りて、流行甚しかりしと見えたり、まかれれば雙六檮蒲の類のみ渡りて、碁のみおくれ、て渡りこしものともおもはれず、かつ碁は令に不制限と見えなれば、此時の停止には猶もれておこなはれしものならんか、其よしは元明天皇の和銅四年、太安麻呂奉勅て古事記を撰し時、稗田阿禮が口づからいふことを、一言もたがへず書き移されたるよし序に見えたるか、の記の神代の段に、於乃碁呂島と碁字を古の假名にかりもちひられたるを見れば、其比専ら流行して行はれたるものならんか、さあらずではふと書出る假字に、耳遠き字を用ふべきことかは、まかれど字は早く渡りて、物の渡りこざりしもの